



深谷市子どもの虐待防止ホットライン
 虐待が疑われる子どもを見つけた場合は、子どもの虐待防止ホットライン（市役所家庭児童相談室内・ 574 - 3000）へご連絡ください。
L・フォルテ子育て支援軽運動室開放
 子育て中のかた、お子さんを一緒に遊ばせたり、情報交換をしたりしませんか？
 とき 毎週水曜日午後1時～4時 ところ L・フォルテ軽運動室
 対象 未就学児とその保護者 問い合わせ L・フォルテ（ 573 - 4761・火曜日休館）へ

各種無料相談

相談名	内容	とき	ところ	問い合わせ	
教育	子どもの非行や不登校、いじめなど、学校生活上の悩み	電話相談・来所相談ともに毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午・午後1時～4時30分 ファックス・Eメールは24時間受け付け フリーダイヤル・0120・4・78374 e-net@city.fukaya.saitama.jp	教育庁舎内教育研究所	学校教育課（教育研究所） 572 - 9456	
家庭・児童・母子	家庭、育児、不登校などの相談	毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時	市役所家庭児童相談室	児童課 574 - 6646	
行政相談	行政に関する苦情など	8月2日・16日、9月6日 午前9時～正午	市役所北別館市民相談室	くらしいきいき課 574 - 6633	
		8月17日、9月21日 午後1時30分～4時	岡部総合支所会議室	岡部市民環境課 585 - 2213	
		8月9日、9月13日 午前9時～正午	川本総合支所会議室	川本市民環境課 583 - 2783	
		8月1日、9月5日 午後1時30分～4時	花園総合支所会議室	花園市民環境課 584 - 1122	
法律相談	相続、離婚、金銭貸借、商取引などの法律に関する事	毎週火曜日（祝日を除く）午後1時30分～4時30分 予約制（電話で受け付け） 定員各日10人 担当=弁護士	相談を希望される場合は、担当課までご連絡ください	くらしいきいき課 574 - 6633	
		8月3日、10月5日 午後1時30分～4時	岡部総合支所会議室	岡部市民環境課 585 - 2213	
		9月15日 午後1時30分～4時	川本総合支所会議室	川本市民環境課 583 - 2783	
市民相談	市民生活全般	毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～正午・午後1時～4時30分 担当=市民相談員	市役所北別館市民相談室	くらしいきいき課 574 - 6633	
		毎週水・金曜日（8月9日・11日・25日、祝日を除く） 午前10時～正午・午後1時～4時 担当=消費生活相談員	相談を希望される場合は、担当課までご連絡ください	くらしいきいき課 574 - 6633	
消費生活	商品契約に関する苦情など	毎週月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午・午後1時～4時30分 担当=くらしいきいき課職員	電話により随時受け付け	くらしいきいき課 574 - 8527	
悪質商法 110番	悪質商法に関する相談およびクーリングオフの仕方など	8月21日（月1回） 午前10時～午後4時 担当=税理士会会員	市役所西別館201会議室	市民税課 574 - 6637	
税務	税理士および国税局税務相談員による税一般に関する相談	10月5日 午前10時～午後3時 担当=国税局税務相談員	市役所西別館201会議室	人権政策課 574 - 6643	
人権	生活全般で感じた人権上の困りごとや悩みの相談	8月10日、9月11日 午前10時～正午・午後1時～3時	岡部総合支所1階会議室	岡部総務課 585 - 2211	
			川本総合支所1階相談室	川本総務課 583 - 2781	
			花園総合支所203会議室	花園総務課 584 - 1121	
L・フォルテ相談室	心や体、DVの悩みなど	8月19日 午前11時～午後3時 予約制	L・フォルテ2階研修室B	L・フォルテ 573 - 4761	
内職・就職・求人	・内職に関する仕事の紹介 ・就職に関する相談 ・求人情報の提供	毎週月・木曜日=午前10時～正午・午後1時～3時 (いずれも祝日を除く) 内職・就職は予約制	産業会館3階商工振興課隣の会議室	商工振興課 574 - 6650	
結婚	結婚に関する相談、紹介など	8月3日・20日、9月7日 午後1時～3時	深谷コミュニティセンター	社会福祉協議会 573 - 6563	
相談名	内容	検査	とき	ところ	問い合わせ
エイズ相談・エイズ検査	エイズなどに関する相談と血液検査 予約制	即日検査	8月10日、9月7日 午後1時～3時	熊谷保健所	熊谷保健所 523 - 2811
		通常検査(夜間)	8月10日、9月7日 午後5時30分～6時30分		
		通常検査	8月22日、9月26日 午前10時～11時 午後5時30分～6時30分		
精神保健福祉相談	精神科医師による精神保健福祉に関する相談 予約制		9月12日 午後1時～2時	熊谷保健所	熊谷保健所 523 - 2811
県民法律相談	弁護士による法律相談 予約制		毎月第1～第3水曜日 午後1時～4時	県北部地域創造センター(県地方庁舎1階)	県北部地域創造センター 522 - 6506
県民相談・交通事故相談	家庭の困りごとや交通事故相談		毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	県北部地域創造センター(県地方庁舎1階)	県北部地域創造センター 522 - 6506(県民相談) 521 - 7300(交通事故相談)

人権について
 上柴中学校3年 遠藤 武さん

僕は、人権のことについてはあまりよく知らない。普段、深く考えることもあまりない。しかし、ただ一つ知っていることがある。それは、いじめだ。いじめは、人間を傷つけることだ。僕は、人にいじめられることはない。だが、いじめてしまうことがある。僕は、そんな自分が嫌いだ。僕は、やってはいけないと思ってるが、ついつい腹が立つとやってしまう。後のことも考えずに、パナコをやってしまうことがある。小学生の時にはよく、担任の先生から電話がきていて、いつも僕の母が「すみません」と謝ってくれていた。そんな時、僕はいつも自分だけ母に迷惑をかけているか、何で母に謝ればいいのかと考えていた。そして、そんな母にこれ以上迷惑をかけたくないと思い、これから良い子になろう、と誓ったが、人間の性格は、そう簡単には変わらない。いろいろと頑張つて、友達の良いところを見つけてようと努力してみたり、なるべく腹を立てないように心がけてみたりしたが、なかなか大変だった。

中学生になり、僕は少し大人になったと思う。小学生の時とは変わって、いい性格になったね、などとよく言われるようになった。そんな時は、小学生の時の僕があつたからこそ、今の自分があると思う。それと、母が僕のことを、

一人一人の思いやり 友だちの輪 町の輪 差別しない みんなの和 植田将登さん 関根朋美さん

悪力キだったが、あきれられることもなく、電話がくるたびに謝り続けてくれたから、今の自分があると思う。そんな母には感謝しなければ、と思ってる。今年の人権週間の初めに、僕は「一枚の絵手紙」を見て、すくおばあちゃんのが可哀想になってきた。あれはビデオの世界だが、現実にもこういうことはあると思う。もし本当に、僕のおばあちゃんがあんなに動けなくなってしまうたら、僕の母もビデオの中と同じく、ムカムカしてしまつたかもしれない、と思う。だが、おばあちゃんには母や僕達に気がつかけてくれると思う。そう思うと、おばあちゃんのが可哀想になってくる。もし僕のおじいちゃん、おばあちゃん病気がどこにかかったら、僕も看病をしてあげたいと思う。それで少しでも、おじいちゃん、おばあちゃんがよくなるのであれば、何んでもしてあげたいと思う。

僕は、この人権週間をきつかけにして自分を変えていきたいと思ってる。今の自分と戦い、新しい自分をつくり、いじめや仲間はずしなどをなくすように、頑張つていきたいと思う。今も僕の周りで起こっている、人の物に対するいたずらや悪口の落書きなど、みんな協力してなくしていきたい。そしてこの人権週間で、いろいろなることを変えられたらいいなと思ってる。

まずは、僕の身近な所から、いじめのないクラスや学校をめざし、世の全体が差別のない平和になるように、みんなできいじめや差別をなくしていけたらいいと思ってる。

だんだん徐々に 男女共同参画 男女共同参画活動を行う団体を支援します！

市内で活動している団体が、男女共同参画の推進に関する事業を実施した場合に、市が補助金を交付します。

- <対象事業>
調査、研究、研修会、講演会などで、男女共同参画の推進に関する事業（その団体が通常行っている事業については、対象となりません）
 - <補助金額>
・単独の団体で実施する場合 1事業につき補助対象経費の5分の2以内で、最高限度額 35,000円
・複数の団体が合同で実施する場合 1事業につき補助対象経費の5分の3以内で、最高限度額 50,000円
 - <申請できる団体>
・市内で活動している8人以上の団体で、継続的・計画的に活動していること
・会員の過半数が、深谷市に在住または在勤であること など
 - <交付条件>
・実施事業に対して、会員数の2/3以上の参加があること
- 上記のほか、詳しい交付基準などについてはお問い合わせください

男女共同参画に関するお問い合わせは、L・フォルテ（人権政策課男女共同参画係）へ
 366 - 0052 深谷市上柴町西4 - 2 - 6 深谷市勤労者家庭支援施設 L・フォルテ
 573 - 4761（火曜日休館）